

いよいよ雪のシーズンです。 除排雪にご協力ください

今年の町内除排雪計画が次のとおり決まりました。速やかな作業と交通安全を図るため、冬期間中のご協力をお願いします。本年度、市街地の生活弱者宅前の町道を試験的に除雪します。

【除排雪時の注意事項】

- ①長時間の路上駐車はご遠慮ください。
 - ②屋根の雪や小道の雪を道路に捨てないでください。
 - ③道路には障害物を置かないでください。
- ※雪堆積場は西6号忠別川敷地内に設置しましたのでご利用ください。

【雪堆積場利用上の注意】

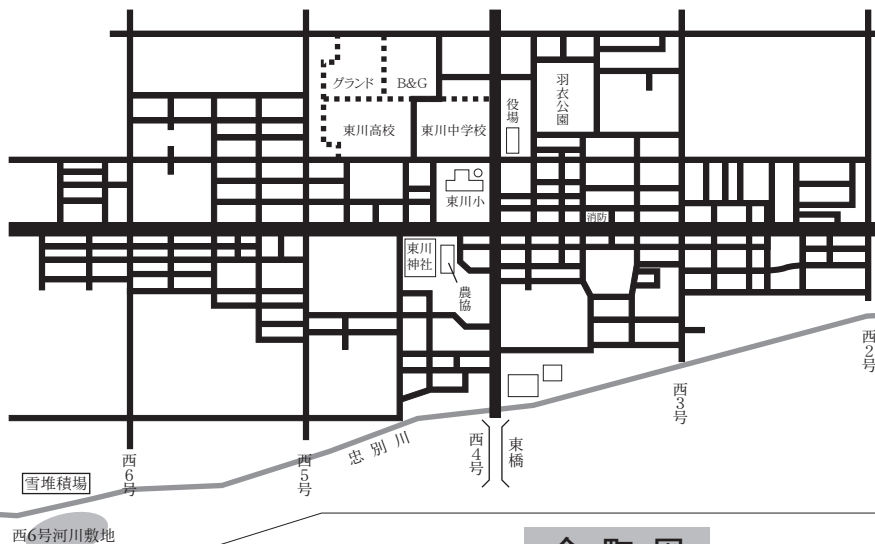
- ①雪の搬入場所を指定していますので必ず指定の所

へ捨てましょう。

- ②雪の中へごみや異物などを混入することのないよう積み込みに十分注意しましょう（ごみを混入して投げますと不法投棄として法律で罰せられます）
- ③輸送中に道路へ雪を荷台から落とさないようにしましょう。
- ④雪堆積場は下記の略図のとおりです。

市街地

平成21年度除排雪運行計画図



道路(旭川土木現業所による除雪区間)

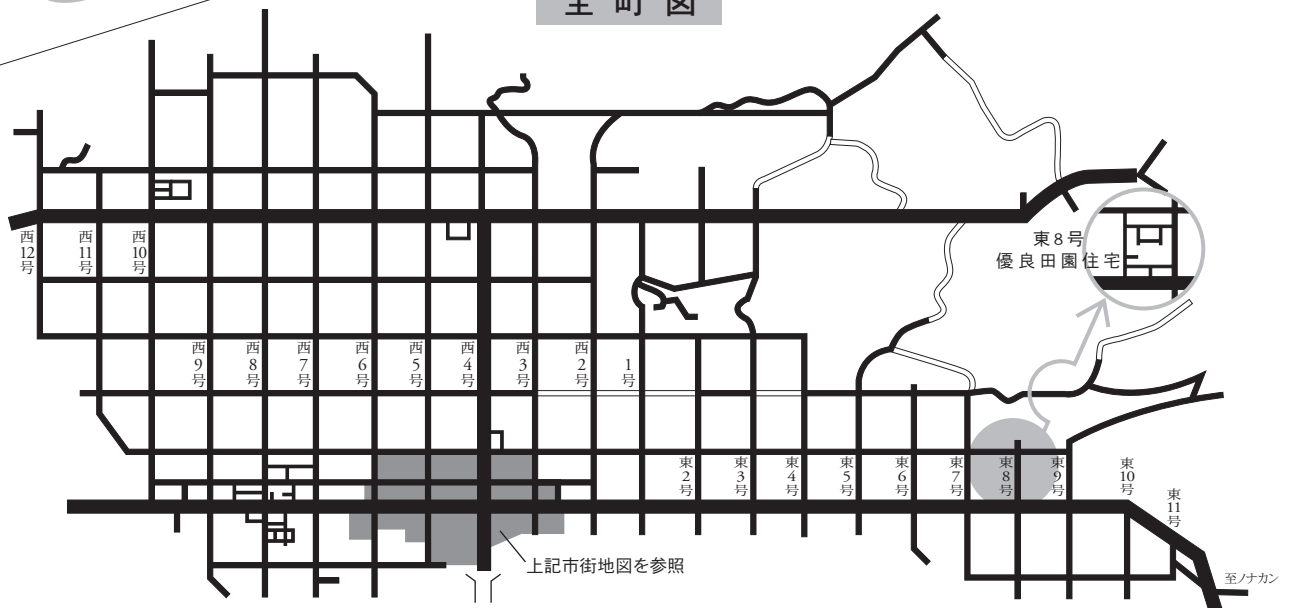
町道の除雪区間

除雪しない区間

除雪運行基準

- 降雪量が15センチ程度あった時または予想される時。
- 強風により路面に著しく吹き溜まりを生じた時。
- なお、早朝(深夜)の除雪は、午前3時から午前8時までに行います。

全町図



除雪に関する
お問い合わせは

町道の除雪区間は、都市建設課公共施設管理室 ☎82-2111

道路の除雪区間は、旭川土木現業所事業課施設保全室維持係 ☎26-4461